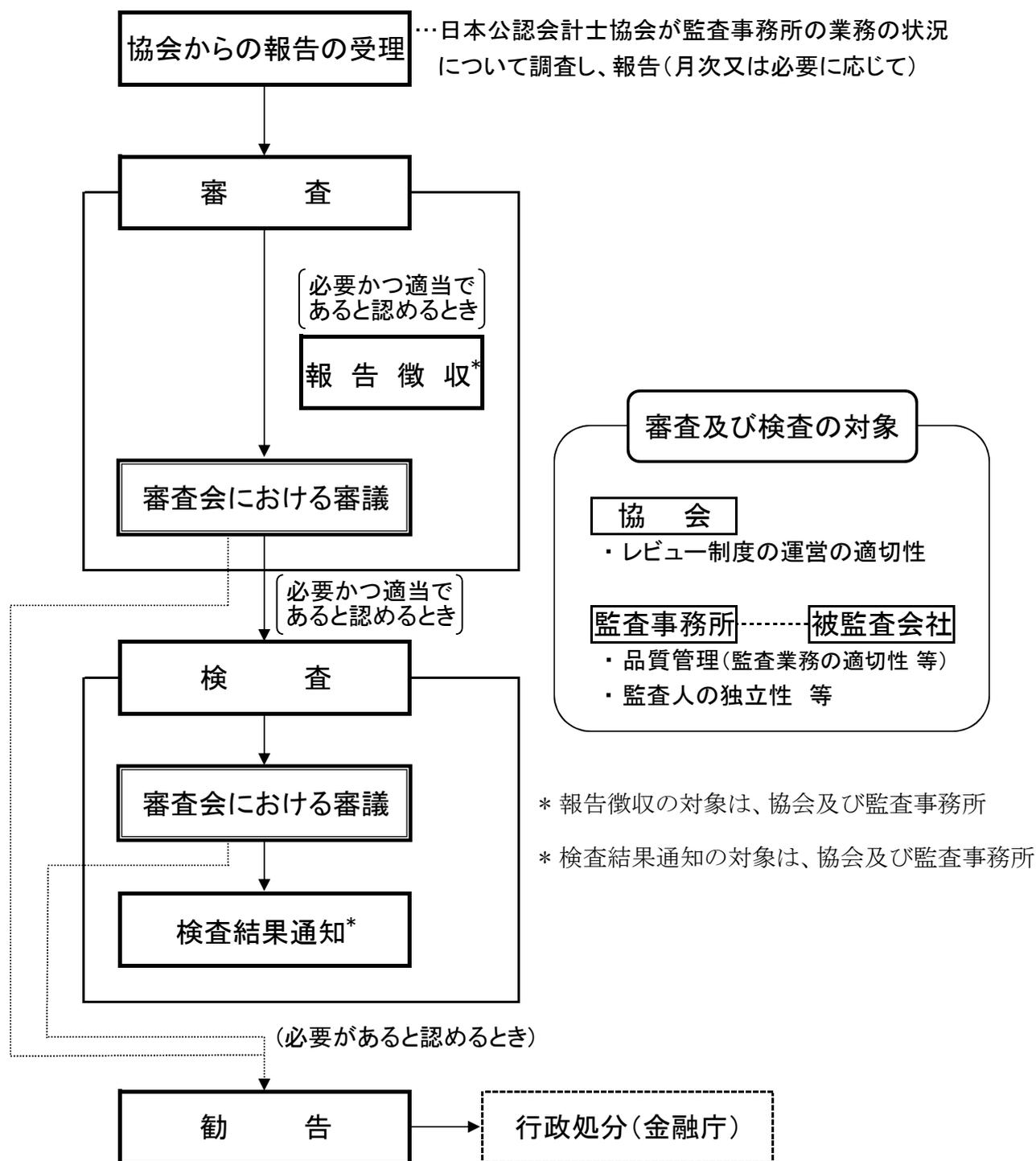


品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針 (審査・検査基本方針)

—より実効性のある監査の実施のために—

〔 公認会計士・監査審査会
平成 28 年 5 月 13 日 〕

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査や IT 対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス・コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

1. オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会による品質管理レビューの検証

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

(2) 報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

- ① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
- ② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
- ③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

2. 検査基本方針

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

(1) 検査の実施

- ① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

- ② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

(2) 検査にあたっての留意事項

- ① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。
- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。
- ③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取(検査モニター)することとする。

3. モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

- ① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

(注) 監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

- ② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

(注) 監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

- ③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する(「モニタリングレポート」)など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

4. 外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

平成 21 年 9 月 14 日
金 融 庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

I 検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注1)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり^(注2)、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注1）公認会計士法（以下「法」という。）第34条の35第1項の規定による届出をした者

（注2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

II 検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

1. 報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等^(注3)として提出された情報に加え、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

- ① 全ての外国監査法人等：監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注4)による検査・レビュー結果の情報
- ② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

(注3) 法第34条の36第1項及び第2項に規定する届出書（同法第34条の37第1項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

(注4) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

2. 検査対象先の選定等

審査会は、1.において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、1.の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

3. 検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類^(注5)に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

(注5) 公認会計士法施行令第30条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類(法第34条の35第1項)

4. 検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

5. 行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

(以上)

**公認会計士・監査審査会の実施する
外国監査法人等に対する報告徴収・検査に
関する基本指針**

平成 22 年 1 月

公認会計士・監査審査会

I 報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等^(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

(注) 外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者をいう。

II 報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

1. 目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第 2 条第 1 項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

2. 根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

(1) 報告徴収（法第 49 条の 3 の 2 第 1 項）

外国監査法人等

(2) 検査（法第 49 条の 3 の 2 第 2 項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

3. 外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

Ⅲ 報告徴収

1. 報告徴収の概要

(1) 定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、3年に1度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ 報告徴収事項一覧 A.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等^(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ 報告徴収事項一覧 B.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

(注) 外国監査法人等に関する内閣府令第5条第1項に規定する行政機関等

(2) その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

2. 外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記1.に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

3. 使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記1. に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

4. 理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

- ① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容
- ② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見
- ③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

5. 提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

IV 検査

1. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

② 外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。
 - イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令
 - ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（I S A）、国際品質管理基準第1号（I S Q C 1）等）
 - ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第4条第1項第3号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（I F R S）等）

(3) 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第49条の3の2第3項において準用する第49条の3第4項に規定されており、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

3. 検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の2か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、4.（2）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

4. 検査実施の留意事項

（1）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

- ① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。
- ② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（2）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ その他必要な事項

（3）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

(4) 検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

(5) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

(6) 検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

(7) 外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

(8) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

(9) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

(10) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

5. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時まで返却するものとする。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

7. 検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

8. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

V 検査結果等の取り扱い等

1. 検査結果等の取り扱い

- (1) 審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。
- (2) 検査結果及び検査関係情報^(註)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

(注) ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

2. 勧告事案等の公表

(1) 審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の 2 の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

(2) 上記 (1) のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

VI 情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

- (1) 報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

VII 施行日

本基本指針は、平成 22 年 1 月 14 日から施行する。

VIII 報告徴収事項一覧（別添のとおり）

Ⅷ 報告徴収事項一覧

A. 全ての外国監査法人等から徴収する情報

I 監査法人等の状況

1. 業務の概況

- (1) 所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトアドレスでも可）
- (2) 監査法人等の目的及び沿革
- (3) 監査法人等の法的構造及び所有形態
- (4) 監査法人等のガバナンス
- (5) 監査法人等の組織図

2. 社員等の状況

- (1) 社員、使用人の状況
社員、使用人の人数及び対前年度増減
- (2) 業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

3. 事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が2以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

4. 関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

5. 売上高の状況

- (1) 直近3会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）
- (2) 「3. 事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

6. 被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

II 業務等の状況

1. 業務の状況

- (1) 業務の内容
 - ① 監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）
 - ② 新たに開始した業務（過去3年間）

(2) 業務の運営の状況

- ① 業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）
- ② 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

2. 業務提携の状況

- (1) 公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況
- (2) ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

3. 訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

- (1) 過去3年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額
- (2) 現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

4. 刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去3年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ 行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

B. 上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

I 上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

1. 監査人等の概況

(1) 監査人の状況

- ① 監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間
- ② 補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名
- ③ 監査人等の異動状況

(2) 監査契約等の状況

- ① 監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）
- ② 監査契約の解除

(3) 品質管理の状況

- ① 品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署
- ② 意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

2. 監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・
従事日数又は時間数

II 品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

1. 品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

2. 監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

3. ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 28 年 7 月 14 日
公認会計士・監査審査会

平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング¹基本方針²に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリングを実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は、弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。ただし、アジア新興国や資源国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場企業数は大幅増加となっているものの、上場企業数や上場企業の平均監査報酬額は概ね横ばいといった状況にある。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展しており、監査事務所として新たに対応すべき課題が増加している。

（不正会計問題等への対応）

こうした中、IPO に関する不適切な事例が多く指摘され、証券取引等監視委員会による有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金勧告においては、件数は減少したものの、いわゆる優良企業であるといわれる大手上場企業にもなされている。

こうした近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われ、平成 28 年 3 月 8 日、金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」から、会計監査の信頼性確保のための取組みについての提言が公表されたところであり、会計不正への適切な対応が求められている。

1 モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

2 監査事務所等モニタリング基本方針：審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第 5 期（平成 28 年 4 月～平成 31 年 3 月）については、平成 28 年 5 月 13 日に策定。

(コーポレート・ガバナンス等における役割)

改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより経営者等の役割・責務の明確化が図られるなど、企業のガバナンス機能の強化が図られており、監査事務所には、監査役等のガバナンス機能への情報提供を含む一層の連携強化が求められる。今後、企業におけるコーポレート・ガバナンスの取組みなどと一層連携することにより、形だけでない実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に重要な役割を担うことが期待されている。

しかしながら、近年の不正会計事案においては、経営トップの不正によって、当該企業の内部統制が機能不全に陥っていたことが指摘されている。監査事務所には、財務諸表監査において被監査会社の内部統制を評価するとともに、上場被監査会社に対しては内部統制監査の実施が求められており、経営者の姿勢や取締役会等のガバナンス機能に関して実態を踏まえた具体的な評価の実施が徹底できているかが問われている。

このように、金融・資本市場に対する投資者の信頼を確保して、我が国経済の発展を図る上では、企業財務情報の適正な開示が不可欠であり、独立した専門的な立場において行われる公認会計士監査の果たす役割は、ガバナンス面においてもますます重要になっている。

(監査事務所における品質管理の現状)

一方、監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合が増加している。

また、昨年度の審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所数は、前年度と同程度であったが、こうした勧告事案における監査事務所は、協会の品質管理レビューにおいて、限定事項付き結論となっていない。

審査会検査については、監査事務所のリスクを踏まえた検査の一層の実効性向上を図ることを目的に、これまでの検査内容や手法等について検討を行い、平成 28 年 3 月 24 日、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上」³(以下「実効性向上策」という。)を公表したところである。

³ 実効性向上策において、大規模な監査法人の「品質管理については一定程度有効に機能している」との認識を前提とした検査対応となっているが、品質管理体制の形式(組織・手続)は整備されているものの、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えざるを得ず、審査会検査において、大規模な監査法人の組織運営上の問題点などの真の原因に迫ることができておらず、組織運営上の問題により迫るような検証が行えるよう、検査手法の改善を検討する必要があるのではないか、との問題認識を示した。

加えて、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）においては、監査事務所の監査品質の向上のペースが遅いことに懸念が示され、数値目標を示した上で、品質モニタリングの強化や国際監査法人ネットワークとの対話の増加とあわせ、根本原因分析の促進などを通じて、目標達成をサポートしていくこととしている。

以上のような情勢を踏まえ、平成 28 事務年度（平成 28 年 7 月～平成 29 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

1 平成 28 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記（1）から（5）の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

- ・ 監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促す。
- ・ 形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているか。

（1）監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、大規模な監査法人⁴、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人⁵、中小規模監査事務所⁶の態様の違いにより、ビジネスモデル、業務運営、監査実施態勢、外部からの監視などが大きく異なっている。したがって、監査事務所の態様に応じたモニタリングを実施する。

① 大規模な監査法人

海外業務提携先との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施などオフサイト・モニタリングを強化する。

昨年度までの検査においては、「品質管理については一定程度有効に機

⁴ 大規模な監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人

⁵ 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人：大規模な監査法人以外で、比較的多数の上場会社を被監査会社としている監査法人

⁶ 中小規模監査事務所：大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人以外の監査事務所

能している」との認識を前提に、大規模な監査法人共通のテーマを選定し当該テーマ等に検証範囲を絞り込む検査を実施するとしていたところであるが、近時の検査結果を勘案した問題認識を踏まえ、本事務年度においては、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び近時の検査結果等を踏まえた重点事項を設定し、それらに重点を置いて実施する。また、検査のフォローアップを強化するとともに、必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。

② 大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人

大規模な監査法人以外の監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることにより、大手上場企業等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的実施するとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

③ 中小規模監査事務所

当該監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、中小規模監査事務所の体制や設立経緯等に起因するビジネスモデルの検証に重点を置くこととする。

(2) 日本公認会計士協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向

の議論を実施する。

(3) オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組みをより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

(4) 国際的な連携強化

国際的な監査監督機関・各国監査監督当局等への情報発信・情報共有など連携をより一層強化していく必要があり、これまでの二国間の情報交換の枠組みである書簡交換（EOL）に加え、IFIAR で策定等が進められている多国間情報交換枠組み（MMOU）に向けても協議を継続していくこととする。

(5) モニタリング実施態勢の検討

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

モニタリング実施態勢については、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等について、適切に分析し対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングを指導できる人材の登用に加え、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進めるなど、一層の充実を図っていく。

2 オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁の関係部局、取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有をより一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

(1) 協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、

- ・ 品質管理レビューにおいて限定事項付き結論となっていない監査事務所について、審査会の検査で勧告となる事案も発生していること
- ・ 平成27年度から公認会計士法第2条第1項の業務すべてが品質管理レビューの対象とされており、新たに品質管理レビューの対象となる監査事務所が増加していること

等の状況を踏まえると、協会においては、レビュー実施体制の強化などを通じ、より一層の実効性向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を図り、業界横断的な問題への対応も含め、より強力な指導性を発揮することが期待される。

さらに、品質管理レビューについては、指導的機能から指導・監督機能へその性格の変更及び機動的・臨時的なレビューの新設などの制度見直しのほか、品質管理レビューアーの増員などを図ったところであるが、そのような取組みの運用状況を注視する必要がある。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

なお、品質管理レビューアーとの意見交換を継続して実施するなど、協会と実効的な連携を図ることとする。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組みの状況を踏まえ、議論を行うこととする。

(2) 報告徴収

- ① 監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営について適時に報告徴収を実施する。

中小規模監査事務所については、品質管理に関する指摘が広範に認められ

るなどの監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

特に、業務運営上の本質的な問題ともなり得る監査事務所の経営方針、収益・財務構造、組織・人材といった項目を報告徴収の対象とする。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収は、対面の方式を用いるなど効果的に検証を行うこととする。

- ② 大規模な監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、その後実施する当該監査法人の効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、当該監査法人以外の大規模な監査法人との比較分析や大規模な監査法人における横断的な問題等の把握に活用することとする。

- ③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の状況を確認・検証する。その際、金融庁の関係部局と緊密に連携し、不備の内容や重要性に応じた確認・検証に努める。報告徴収の結果、不備等の改善状況が不十分であると認められた場合には、再度、報告徴収を実施することを検討する。

また、報告徴収を行った監査事務所において、問題となるような状況等を把握した場合には、適宜、ヒアリングを行うこととし、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査後の確認・検証において、監査事務所による十分な自主的な改善が認められない場合などについては、早期の再検査の必要性についても検討する。

3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。

その際、業務改善に向けた優れた取組み等が認められる場合には、当該取組み等も含めて評価するとともに、検査対象先等とも認識を共有することとする。

そのために必要な検査班の編成や運用を弾力的に行っていく。

検査結果については、監査事務所に対して指摘内容等を具体的かつ的確に伝達するとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果通知書の記述方法や内容等について見直しを行い、検査結果等に係る情報の充実に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる事項に重点を置き、監査事務所の態様に応じた検査を実施することとする。

- ① 品質管理態勢の維持向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかを検証する。

具体的には、業務に対する監査事務所の代表者の意向や姿勢、業務のリスク等に応じた人材の採用・育成・配置、社員等の評価・報酬決定の方針等のほか、社員間の協力及び相互牽制など組織的な監査を実施するための組織構築の状況について検証する。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置の見直し状況についても検証する。

- ② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案、その他監査手続を実施しているかを検証する。
- ③ 検査対象監査事務所に有効な改善を促すためには、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応が必要であることから、監査事務所自らが根本的な原因の究明を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

本事務年度における監査事務所の態様に応じた検査対応は、以下のとおりである。

(1) 大規模な監査法人に対する検査

大規模な監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす

被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大規模な監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・事務所によって管理される巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。近時の大規模な監査法人に対するモニタリングの結果等を踏まえると、特に、現場で監査業務を行う監査チームの品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点をおいて検査を実施する。

- ・ 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（特に、従たる事務所の業務運営等）の検証
- ・ 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- ・ IPOに関する監査についての態勢や独立性に係る状況、監査手続等の検証
- ・ 被監査会社とのコミュニケーションの状況、グループ監査の状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
- ・ 海外業務提携先による監視活動の適切性の検証

加えて、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的を実施する通常の検査において重要な不備事項が指摘された場合には、当該検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を実施する。

なお、フォローアップ検査は、検証範囲の限定、検査報告書（通知書）の簡素化など効率的に実施する。

（2）大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人に対する検査

大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑みて、重点的に検査を実施することとし、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配慮しつつ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等に基づき、定期的な検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、または疑われる状況において、

当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況など海外業務提携先との関係等も踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
- ・ 組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

(3) 中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の項目に重点を置いて検査を実施する。

- ・ 中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証
特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
- ・ 被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
- ・ 監査役等とのコミュニケーション、監査実施者に対する指導・監督状

況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

- ・ 監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
- ・ 監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
- ・ グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
- ・ オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
- ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

4 モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資するよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

- ① 優れた取組み等を含め、検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集として取りまとめ、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。
- ② 投資者等が監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの状況を整理した上で、モニタリングレポート⁷として取りまとめて公表するなど、監査の品質に係る情報の充実に努める。

⁷ 平成27年度のモニタリングの状況に係るモニタリングレポートについては、試行的なものとして作成することとする。

公認会計士・監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人・公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麴町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月20日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウイングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば総合事務所

監査法人よつば総合事務所に対する検査結果に基づく勧告について

平成 28 年 11 月 9 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人よつば総合事務所（法人番号 1011105002706、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者である代表社員（以下「代表社員 CEO」という。）は、非監査業務の拡大に注力する中、グループ法人の運営に主として従事しており、他の代表社員も、自己の個人事務所の運営に主として従事していることから、いずれの代表社員も当監査法人の品質管理業務にほとんど関与していないだけでなく、監査実施者の専門的能力が不足しているなど監査実施態勢が脆弱であることを認識していない。

また、代表社員 CEO は、直近の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューで重要な不備事項を指摘されているにもかかわらず、個別監査業務の品質や監査実施者の専門的能力について適切な評価を実施しておらず、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足している社員に上場会社の業務執行社員や審査担当者を長期間継続させているなど、実効的な品質管理のシステムを構築していない。

さらに、当監査法人では、これまでの監査補助者の中核となっていた常勤の公認会計士が相次いで退職したため、新規に採用した非常勤の公認会計士や常勤の公認会計士試験合格者以外の職員により監査チームを編成せざるを得ないなど、監査実施態勢は従前にも増して脆弱なものとなっている。

2. 品質管理態勢

（独立性等の確認）

当監査法人においては非監査業務のウエイトが高く、またグループ法人から非監査業務を受託しているなど、独立性の確認手続は重要なものとなっている。しかしながら、独立性の確認手続を職員に任せきりにしていることから、独立性の確認に関連して入手すべき確認書について入手できていないものがみられる。また、インサイダー取引防止に関連して入手すべき業務提供先の特定有価証券等の売買等を行わない旨の誓約書についても入手できていないものがみられる。

（教育・訓練）

当監査法人においては、品質管理レビューで多数の不備が指摘されているが、当該不備の多くは監査実施者における監査の基準で求められる水準に関する理解・知識の不足に起因していることから、監査実施者の知識・能力等を高めることが必要となっている。しかしながら、協会の CD-ROM 教材を用いた研修を中心に年間 10 回程度の研修を実施しているものの、当該研修の内容は、現行の監査の基準で求められる水準と、当監査法人

の監査実施者の能力の差を勘案したものではなく、監査実施者の能力を向上させるために必要な研修を実施していない。また、法人内で実施する研修について、履修を義務付けておらず、研修を履修していない社員、職員に対するフォローアップをしていない。さらに、非常勤の職員については研修履修に関するルールが定められておらず、履修状況も管理していない。

(監査補助者に対する指示、監督及び監査調書の査閲)

代表社員 CEO を含めた業務執行社員は、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足していたことから、会計基準に反する売上計上が判明し過年度の決算書を訂正するに至った監査業務において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを当年度の売上計上に関連して検討すべきであったにもかかわらず、監査補助者に対し適切な指示を実施していない。

また、特別な検討を必要とするリスクを識別した収益認識の検討において、監査目的に適合した監査証拠の入手を指示していないほか、会計上の見積りの監査等において、監査補助者が、前期と同様の手続を実施するのみで、被監査会社の主張に対して批判的な検討を実施していないことについて、査閲を通じて是正できていない。

(審査)

代表社員 CEO は全ての上場被監査会社の審査を特定の 1 名の社員に担当させているが、当該社員は、不正に関連した監査の基準の理解・知識が不足していたことから、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを検討すべき事象を、業務執行社員からの報告により識別した際に、業務執行社員に対し重要な監査手続上の不備を指摘できていない。また、当該社員は、監査の基準に準拠して、監査チームが監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手していることなどを確かめなければならないという審査の重要性を理解していなかったことから、特別な検討を必要とするリスクである収益認識の検討において、重要な監査手続上の不備を指摘できていない。

(品質管理レビューでの指摘事項の改善状況)

代表社員 CEO は、監査法人における品質管理業務の重要性を認識していないことから、直近の品質管理レビューで法人の監査の品質に重要な不備があることを指摘されたにもかかわらず、改善に向けての対応は指摘事項を並べたチェックリストを利用するなどの形式的なものにとどまり、自ら主導的に実効性のある改善に取り組みなかった。また、改善の進捗状況についても自ら確認をしていなかった。この結果、品質管理レビューで指摘された監査業務と同一の業務において同一の不備が認められているほか、他の監査業務においても同一又は同様の不備が認められている。

このように、当監査法人の品質管理態勢においては、監査補助者に対する指示、監督及び監査調書の査閲、審査並びに品質管理レビューでの指摘事項の改善状況について重要な不備が認められ、また、他の事項においても検証した範囲において広範に不備が認められるなど著しく不十分である。

3. 個別監査業務

代表社員 CEO を含めた業務執行社員は、不正に関連した監査の基準や収益認識に関連した項目を含め、現行の監査の基準で求められる水準に関する理解・知識が不足している。

このようなことから、会計基準に反する売上計上が判明し過年度の決算書を訂正するに至った監査業務において、職業的専門家としての懐疑心を発揮して不正による重要な虚偽表示を示唆する状況に該当するかを十分に評価すべきであるにもかかわらず、被監査会社の誤謬であるという主張を批判的に検討することなく受け入れている。また、当該会計処理に関連して追加で実施した売上の期間帰属に係る実証手続において、仕入先の納品書又は請求書と突合しているが、売上計上基準が顧客への引渡基準であることや

過年度の決算書を訂正するに至った事案に関連する手続であることを踏まえ、監査証拠として利用する納品書又は請求書の適合性や信頼性を評価した上で手続を立案していないなど重要な不備が認められる。

上記のほかにも、収益認識や会計上の見積りなど職業的専門家としての判断を伴う項目を含め、複数の個別監査業務で広範かつ多数の不備が認められる。

このように、検証した個別監査業務においては、重要な不備が認められるほか、広範かつ多数の不備が認められるなど、当監査法人の個別監査業務は著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
(代表) 03-3506-6000 (内線 2475)

「監査事務所検査結果事例集」について

審査会は、平成 16 年 4 月の発足以来、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の維持・向上のために監査事務所への検査を実施してきた。平成 20 年から、監査事務所における品質の維持・向上に向けた自主的な取組を促進する観点から、主な指摘事例を「事例集」として取りまとめ、毎年公表している。この間、監査品質に対する審査会としての期待水準を提示するなど、年々内容を充実させている。加えて、情報提供機能を強化する観点から、企業の役員や一般投資家等の市場関係者にも利用していただくよう努めており、平成 28 年度、会計専門家でない株主等が会計監査に関する理解を深めることに資するよう「モニタリングレポート」を作成した。

平成 28 年 7 月 29 日公表の事例集は、平成 27 年度までの検査結果を反映するとともに、昨年版を対象に実施した監査事務所及び監査役等に対する利用者アンケートで寄せられたご意見等を踏まえ、不備の背景等もできるだけ記載するようにしている。改訂のポイントは次のとおりである。

- ・「Ⅰ. 根本原因の究明」及び「Ⅱ. 品質管理編」

監査事務所は、その規模により運営方法等の特性が異なり、このような特性は、品質管理態勢の不備の傾向にも現れていることから、大手監査法人と中小監査事務所（準大手監査法人を含む。）に区分して記載している。

- ・「Ⅲ. 個別監査業務編」

指摘事例について、監査手続の不備の重要性等が一層理解できるよう、被監査会社を巡る事業環境、監査状況など事例の背景を可能な範囲で記載するとともに、監査品質の向上に資するものという観点で事例の選定を見直している。

審査会としては、それぞれの監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、個別監査業務や品質管理のシステムについて自ら点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善にとどまらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組むことを期待している。

なお、本事例集には、参考資料として、監査事務所の状況等に関する情報を整理し、図表化した「監査事務所の概況（平成 28 年版モニタリングレポート）」を添付しているが、来年以降は、モニタリング活動の内容も含め記載内容を一層充実させたいと、独立させた形で公表する予定である。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、『監査事務所検査結果事例集』の公表について（平成 28 年 7 月 29 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。（<http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20160729.html>）

(以下は本事例集の「Ⅰ. 根本原因の究明」と「Ⅱ. 品質管理編」の内容を一部要約して記載したものである。)

Ⅰ. 根本原因の究明

検査で発見された不備は、一部の不備が表面化したものに過ぎない場合があり、発見された不備と根本原因を同じくする未発見のものが潜在する可能性がある。また、不備の直接的な原因のみを考慮して講じる改善策については、その効果を減殺するような根本原因の存在も考えられる。

このように、根本原因を考慮せずに講じた安易な改善策は、監査事務所の品質管理のシステムの向上につながるだけでなく、監査従事者の負担となる恐れもある。そのため、各監査事務所においては、不備の根本原因の究明の重要性を十分に認識し、監査事務所の態様に応じた本質的な対応を図る必要がある。

1. 大手監査法人

大手監査法人では、品質管理体制は整備されているものの、個別監査業務において多くの不備事項が検出されているものもあることから、その運用面を含めた有効性に何らかの不備があると考えられる。これまでの審査会検査において確認された不備をみると、大手監査法人における根本原因は以下に大別できる。

(1) 品質管理に対する認識不足

- ・ 最高経営責任者をはじめとする経営層において大局的な観点から業務の見直しを行う風土や、現場の監査チームにおける監査の品質を自ら向上させる風土が醸成できていない。
- ・ 監査での品質改善業務を担っている各事業部等は、最高経営責任者をはじめとする経営層の方針を踏まえて監査チームに監査の品質を改善させるための取組を徹底させていない。

(2) 改善策の検証が不十分

- ・ 最高経営責任者及び品質管理責任者が、指摘事項に対する改善策について、これまでの慣行から現場に指示を行うにとどまっており、改善策の適切性や実効性に係る検証の必要性を認識しておらず、検証をしていない。

2. 中小監査事務所

中小監査事務所は、その規模や沿革も様々であり、品質管理の水準も事務所によって大きく異なる。しかし、監査チームへ組織的な支援を十分に行うことが難しいということは共通しており、業務の運営や品質管理の水準が、最高経営責任者も含めその監査事務所に所属する個人の力量や、所属する人員と事務所との関係に大きく依拠する場合が多いことが特徴として挙げ

られる。

これまでの審査会検査において確認された不備をみると、中小監査事務所における根本原因は以下に大別できる。

(1) 監査事務所の経営管理態勢、経営方針又はビジネスモデル

- ・ 業務執行社員は、被監査会社と良好な関係を保つことにより、安定した監査収入が得られると考えていることから、被監査会社との関係維持に意識が向いており、監査の基本である投資者及び債権者のために監査を行うという意識が希薄である。

(2) 最高経営責任者、品質管理担当責任者及び業務執行社員による品質管理に対する取組

- ・ 監査事務所の実施する教育・訓練の内容が上場会社の監査に対応するものとなっていないことなどから、業務執行社員を含む監査実施者において、現行の監査の基準についての理解が不十分なものとなっている。

(3) 各社員の職責に対する自覚、社員間の牽制

- ・ 当監査法人が最高経営責任者の個人事務所を母体に設立され、主な被監査会社の受嘱についても最高経営責任者が中心的な役割を果たしてきたことから、最高経営責任者以外の各社員においては、当監査法人は最高経営責任者の個人事務所という意識が強く、法人運営の多くを最高経営責任者に依存している。

なお、準大手監査法人には、合併や積極的な新規監査契約の受嘱により、業務を拡大しているケースが多くみられる。その中で、業務の拡大に応じた品質管理のシステムを十分に整備、運用できていない事例や、被合併法人の社員等の一部において監査の基準の趣旨や要求事項を十分に理解していない者がいるにもかかわらず、合併後においても監査業務ごとの品質管理の水準を一定にするような措置を十分にとっていない事例など、組織の一体運営に関する不備がみられている。

II. 品質管理編

既述のとおり、今年版より「大手監査法人編」と「中小監査事務所編」に分けて記載している。それぞれに記載されている指摘事例の概要は以下のとおり。

大手監査法人編

1. 業務改善への取組

(指摘事例の概要)

一部の大手監査法人においては、前回審査会検査や品質管理レビューと同一・同様の不備が指摘されている。これについて、審査会では、不備に対する改善の過程において、改善策を組

織全体に浸透させる取組や、個々の監査チームの理解又は法人全体への改善策の浸透度合の検証など、品質管理のシステムの運用の様々な段階で不備を検出している。特に、業務執行社員が多数の監査業務を担当している監査チームや、他事業部等との人事交流がなく人材が固定している事業部及び地方事務所において、業務改善の取組が浸透していない事例がみられる。

(指摘事例の原因分析)

業務改善に向けて、本部における品質管理の担当部署による施策を組織の末端まで浸透させ、十分な効果を上げるためには、限られた部門による対応に留まらず、法人の構成員全体における品質管理業務に対する理解のもと、事業部長等の監査法人のマネジメント層とともに法人全体を挙げて対応する必要があるが、そのような対応がなされていなかったものである。

2. 品質管理のシステムの運用

(指摘事例の概要)

査閲を行う業務執行社員等、審査担当者及び定期的な検証の担当者が、被監査会社を取り巻く環境変化や被監査会社の実態、あるいは監査チームの実施した監査手続を十分に理解せず、個別の監査業務に内在していた不備を発見できていないなどの不備が生じている状況が多くみられる。

(指摘事例の原因分析)

業務執行社員や審査担当者など、社員間において監査の品質に対する意識や品質管理に関する能力に格差があり、その格差を品質管理担当部門が十分に把握できておらず、結果として適切な業務執行社員や審査担当者が配置されていないことや、監査チームがマニュアルや本部の指導に頼り、監査の品質確保に関して主体的に検討していないことなどが挙げられる。

中小監査事務所編

1. 業務管理体制

(1) 業務改善への取組

(指摘事例の概要)

品質管理レビューの指摘事項の改善に向けた取組が十分に実施されておらず、複数の指摘事項について、改善措置が未実施又は改善が不十分となっているものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、品質管理レビューの指摘の趣旨を踏まえずに、研修による単なる指摘事項の周知といった形式的な対応にとどまっていることや指摘事項の改善の実効性のあるモニタリングを実施する態勢を構築していないことなどが挙げられる。

(2) 内部規程の整備、周知及び運用

(指摘事例の概要)

独立性や非監査業務の提供等に関する内部規程の整備及び契約管理に係る規程の運用に不備がみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査事務所に適用される法令諸基準の理解が不十分であること、監査事務所の実態等に応じた修正を行うことなく、協会の示した雛形をそのまま内部規程として採用していることなどが挙げられる。

(3) 法令諸基準の遵守

(指摘事例の概要)

社員の競業禁止の遵守のための規程の不備のほか、業務管理のための社員要件の充足の不備や、定款における監査事務所の目的に記載された事項と実際の業務内容に齟齬がある事例等がみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、法令諸基準を十分に理解していないことや法令諸基準の遵守状況の確認が必要とされる各業務について、当該確認作業に係る実施担当者や業務フローを明確かつ具体的に定めていないこと等が挙げられる。

(4) 情報管理

(指摘事例の概要)

監査事務所の情報セキュリティに関する内部規程で定められている情報漏えい防止措置を適切に実施していない、業務でインターネットサーバーサービスを利用する場合の取扱いルールを定めていないといった不備がみられる。

(指摘事例の原因分析)

情報管理に係る責任者等が、情報セキュリティに係る内部規程を形式的に整備するだけで、PC等を利用する監査実施者（非常勤の監査実施者を含む。）に運用を任せきりにしていることや、情報管理に係る責任者等が、監査事務所の情報機器の使用実態に応じた規程の整備を行っていないことなどが挙げられる。

2. 職業倫理及び独立性

(指摘事例の概要)

内部規程等で定められた独立性の確認手続を適切に実施していないものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、独立性の確認手続に関し、実施手順（被監査会社の連結子会社等に係る最新情報の把握方法等を含む。）、実施時期や実施担当者を具体的に定めていないことなどが挙げられる。

3. 契約の新規の締結及び更新

(1) 監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスクの評価

(指摘事例の概要)

監査契約の新規の締結及び更新は、監査事務所の経営判断において重要な事項であるにもかかわらず、監査契約の新規の締結や更新に際して、監査責任者（予定者）が入手した被監査会社の情報等が新規受嘱及び更新の承認権者（社員会等）間で共有されておらず、深度あるリスク評価が行われていないものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査責任者（予定者）において、経営者不正、内部統制監査、会計上の見積り等に関する確な判断を行うために必要な経験が不足しており、予備調査や監査業務の引継等により把握した事実に基づく監査受嘱リスクの識別・評価を適切に実施できていない。
- ・ 社員間で新規受嘱の可否について議論する際、前任監査人から入手した情報等を基に、リスク評価を行う重要性を理解せず、監査責任者（予定者）以外の社員において、他の社員が獲得してきた監査業務について批判的な見地から検討することに消極的な姿勢がある。

(2) 監査業務の引継

(指摘事例の概要)

前任監査人に対する質問が適切に実施されていないものや内部規程に沿った検討がなされていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査責任者（予定者）が、慎重なリスク評価及び問題点の解決、あるいは、監査事務所における手続を適時かつ適切に実施することよりも、監査業務の早期受嘱及び当該業務への早期着手を優先させていることが挙げられる。

4. 採用、教育・訓練、評価及び選任

(1) 教育・訓練

(指摘事例の概要)

教育・訓練制度が適切に構築されていないもののほか、制度を構築していても、リスク・アプローチに基づく監査計画の策定等の重要な監査項目において、実施すべき手続の内容や深度について具体的な事案を用いるなどの実効性のある教育・訓練が行われていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

品質管理担当責任者等が、監査業務に係る知識等の習得を監査責任者による指導・監督に全面的に委ねていることが挙げられる。また、非常勤の監査実施者に関しては、各人の自主性に委ねれば十分であると考え、監査事務所全体における監査の品質を維持・向上させようとする意識が乏しいことなどが挙げられる。

(2) 評価、報酬及び昇進

(指摘事例の概要)

監査実施者等の評価にあたって、専門家としての能力（特に、品質管理に係る能力）や職業倫理の遵守状況に基づき評価を行っていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査実施者の評価及び報酬について、最高経営責任者が、その主観的評価に基づき決定していることなどが挙げられる。

(3) 選任

(指摘事例の概要)

適切な監査責任者等の選任や監査チームの編成が行われていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査事務所として、新規の監査業務の獲得を優先し、監査実施者の能力・経験や監査事務所全体での業務遂行能力等について十分に考慮していない。
- ・ 監査事務所として、監査責任者等の品質管理に係る能力や監査業務に従事可能な時間を的確に把握していない。

5. 監査調書

(1) 監査調書の作成及び査閲

(指摘事例の概要)

監査チームが実施した監査手続や結論に至る判断根拠が監査調書に記載されていないなど、監査手続を実施したと認められない不備が多数みられる。

また、業務執行社員が、実施した監査手続の内容が適切に記載されているかといった観点から査閲を実施していない結果、監査調書における不備が生じているものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査実施者において監査調書の重要性についての認識が不足している。
- ・ 監査チーム内で被監査会社の問題点や実施すべき監査手続について共通の認識を保持できているとの誤解から、監査責任者が監査調書の査閲の必要性を感じておらず、監査手続の実施を監査補助者任せとしている。

(2) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存

(指摘事例の概要)

監査調書等の最終的な整理及び管理手順等が具体的に定められていないもの、重要な監査手続が終了していないにもかかわらず、監査調書の最終的な整理を完了させてしまっているものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査調書の管理に対する意識が不足している。
- ・ 監査実施者が、監査事務所における品質管理関連業務の実施や外部に対する説明等の際に、

監査調書が重要な役割を果たすことについて十分に認識していない。

6. 監査業務に係る審査

(指摘事例の概要)

監査業務に係る審査は、意見表明前に監査事務所として監査チームが行った業務を評価するという、いわば「最終的なチェック」であり、重要な手続である。しかしながら、監査上の重要な項目に対する監査証拠の適切性・十分性や判断過程について、審査担当者が客観的な評価を行うという観点から審査を実施しておらず、個別監査業務における重要な監査手続上の不備を発見できていないなど、審査の実効性が確保されていないものがみられる。

(指摘事例の原因分析)

- ・ 監査リスクに対応した十分な知識や経験と能力を有し、審査に十分な時間をかけられる者が、審査担当者として選任されていない。
- ・ 審査担当者が、日常的な監査チームとのコミュニケーションを通じて、監査チームが実施した監査手続に不備はないものと思い込んでおり、監査調書を通じた検証を行っていない。

7. 品質管理のシステムの監視

(指摘事例の概要)

日常的監視や定期的な検証の実施担当者（外部の実施担当者を含む。）が、その実施においてチェックリスト等を用いて形式的に終了させているものなどがみられる。

(指摘事例の原因分析)

監査事務所において、品質管理のシステムの監視に対する理解が適切に行われず、結果として十分な時間や人員を投入していないことが挙げられる。

共通事項

監査役等との連携

(1) 会計監査人と監査役等との連携

審査会検査や品質管理レビューを受けた監査事務所から監査役等に対する通知内容において、検査における重要な不備や、品質管理レビューにおける改善勧告事項等があるにもかかわらず、勧告に至らないことや限定事項が付されていないことを理由に、「品質管理レビューにおいて重要な指摘を受けていない」等の結論のみを、書面ではなく口頭で通知している事例が数多くみられる。

また、監査役等から質問を特段受けていないことから、審査会検査や品質管理レビューの結果について通知を行っていない監査事務所もみられる。

平成 27 年 5 月に改正された監査基準委員会報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」においては、監査の実施に当たり特に重要な事項に係るコミュニケーションの充実が図られるとともに、会計監査人の品質管理のシステムの整備・運用状況に係る説明の一環として、品質管理レビューや審査会検査等の結果に係る監査役等への伝達内容及び方法が具体的に明示されるなど、監査役等とのコミュニケーションを行う事項が具体化されていることに

留意する必要がある。

(注) 審査会検査の結果の第三者開示については、原則として、審査会による事前承諾が必要であるが、被監査会社の監査役等に対して「監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用等に関する指摘の有無及びその概要」、「被監査会社が検査対象となった場合の当該被監査会社に係る指摘の有無及びその内容」を開示する場合には、事前承諾なく開示できる取扱いとしている。

(2) 不正・違法行為発見時の対応

監査事務所における評価できる取組として、以下の事例が挙げられる。

- ・ 金融商品取引法において法令違反等事実発見への対応に係る規定が導入された際、社員等に対し、法令違反等事実を発見した場合の被監査会社の監査役等に対する通知例を示すなどして、周知徹底を行っている。

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄） ～大規模監査法人を中心に～

1～3 省略

4. 今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

(1) 検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、2ないし3年に1度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかと危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成28年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

(2) 大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、2年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成28事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フ

フォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

(3) 協会との適切な役割分担等

① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。

【継続的検討】

② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビュアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

(4) 検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効率的・効果的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効率的・効果的に行えるように重点を置いて取り組む。

① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効率的・効果的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし、検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。

【平成 28 事務年度から実施】

② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。

【平成 28 事務年度から実施】

③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

(5) 検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検

査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとする必要がある。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

- ① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。
 - ・ 検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること
 - ・ 検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

- ② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

(以上)